

定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和5年11月29日

見附市監査委員 依田志郎

同 重信元子

- 1 監査の対象 見附市市民税務課の業務を所管していた旧組織の令和4年度の業務
(旧市民生活課市民系及び旧税務課の令和4年度の業務)
- 2 監査の期間 令和5年10月10日から令和5年10月26日まで
- 3 監査の着眼点
 - ・法令に適しているか
 - ・財務事務が正確に行われているか
 - ・最少の経費で最大の効果を挙げているか
 - ・組織及び運営の合理化に努めているか
- 4 監査の実施内容 あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。
- 5 監査の結果 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。